

「出来高部分払方式」 平成 14 年度試行工事 フォローアップ結果【ポイント】

<平成 14 年度末までに回収したアンケート結果の分析>

最終アンケートまで回収したもの … 18 件

平成 14 年度試行工事概要

平成 14 年度試行工事は 63 件 (この他、平成 12,13 年度実施済 3 件) である。

この 63 件うち、3 月末時点で工期末を迎え、最終アンケートまで回収できたものは 18 件である。

平成 14 年度試行工事 63 件 の内訳をみると、10 地盤(沖縄を含む) で発注。道路関係が 34 件、河川・砂防関係が 22 件、その他(海岸等) 7 件であり、13 工種 (道路改良、河川築堤・護岸等が多い) にわたる。

工期は、6 ヶ月以上 12 ヶ月未満 62%(39 件)、6 ヶ月未満 25%(16 件) である。

最終アンケートまで回収した 18 件 についてみると、6 ヶ月以上 12 ヶ月未満 22%(4 件)、6 ヶ月未満 67%(12 件) で、工期の短いものが多い。また、大規模な工事が少ない。

以下の ~ は、すべて最終アンケート (18 件) をもとに集計した結果を取りまとめたものである。
データが少ないため、結果の評価の取扱いには注意を要する。今後のデータの蓄積が必要。

アンケート調査結果から得られた主な効果

1. 「より双務性の高い設計変更」

発注者側 20%、請負者側 39% が、設計変更協議を随時実施することにより設計変更に関する リスクを回避できる ようになったと回答した。

【具体的な意見】 (: 発注者側 : 請負者側)

「思い込みや勘違いが少なくなりややリスク回避できた」(監督員)

「その都度協議を行うことにより最終段階での協議が少なくスムーズになったと感じる」(現場代理人)

2. 「受発注者のコスト意識の向上」

発注者側 27%、請負者側 52% が、変更協議時や単価合意を行うことにより工種毎のコスト意識が向上すると感じている。

【具体的な意見】 (: 発注者側 : 請負者側)

「工種毎の金額が正確にわかり、金額管理が容易になった」(監督員)

「工種毎に出来高に応じたコストが確認できコスト意識が向上したと感じる」(現場代理人)

3. 「経済効果の早期発現」

元請 23%、下請 16% が、支払請求から支払までの間隔が短縮されたと思うと回答した。

【具体的な意見】

「下請業者及び資材納入業者からの請求後に、以前より期間をおかずに支払ができた」(経理担当者(請負者))

「定期的な毎月払により労務、機械、資材の調達がスムーズになった」(下請)

下請への支払形態は、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったという回答が元請17%、下請12%であった。

【具体的な意見】

「下請への支払を現金払にした」(下請)

「手形の期間を短縮(120日→90日)した」(現場代理人、下請)

4. 「受注者の財務状況の改善」

元請44%、下請36%が、本方式により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなり財務状況の改善の効果があると感じている。

【具体的な意見】

「工事代金の立替が少なくなり資金運用が楽になると思う」(経理担当者(請負者)、経営者)

「借入金がなくなり出来高に応じた労務、資材の調達がしやすくなった」(下請)

5. 「品質・技術力の向上」

- 発注者側47%、請負者側62%が、工事の品質が向上する傾向にあると回答した。
- 発注者側33%、請負者側39%が、受発注者の技術力が向上する傾向にあると回答した。

【具体的な意見】 (:発注者側 :請負者側)

「既済部分検査時の施工管理・書類に関する指導により、その都度是正されるため、工事の品質が向上する」(検査官、現場代理人)

「施工途中で品質を確認することにより、よりよい品質を目指し、施工方法等を改善できる」(監督員)

「回数を重ねることにより現場管理・書類の質があがった」(現場代理人)

「数回の検査を受けることによって、検査官・発注者・受注者3者のディスカッションの場が増え、相互の技術向上につながる」(検査官)

アンケート調査結果から得られた主な課題

1. 「試行工事の対象範囲」

- 効果があるという意見が多い工事は、工種・工区等の区切りが明確なもの、工期が長いもの、工事金額が大きいもので、例えばトンネル工事や舗装工事等という意見であった。
- 効果があまりない(発現しにくい)という意見が多い工事は、新規工種の多発するもの、工期が短いもの、工事金額が小さいもので、例えば概算発注工事など大幅な設計変更のある工事という意見であった。

2. 「部分払の頻度」

- 部分払の頻度は、発注者側では工種・工区の区切りが良いとする意見が49%、3ヶ月に1回とするが18%であった。
- 部分払の頻度は、請負者側では工種・工区の区切りが良いとする意見が56%、3ヶ月に1回とするが33%であった。

【具体的な意見】 (:発注者側 :請負者側)

(工種・工区の区切り) 「出来高の算定が容易」(監督員、現場代理人)

(3ヶ月に1回) 「1年以内の工期から判断して適切」(積算担当者、現場代理人)

3. 『単価合意』

単価合意については、発注者側 59%、請負者側 100%が行った方が良いと感じているが、そのうち発注者側 17%、請負者側 22%が現在の体制では実施が困難との回答であった。

4. 『前払金』

本方式で必要な前払金について、請負者は、40%程度必要だとする意見が44%、30%程度以下を選択した意見が41%であった。

【具体的な意見】

「部分払の回数及び工期を考慮したほうが良く、部分払回数が多ければ、前払金は少なくとも良い」(現場代理人)

「前払金が 40%程度であれば、残りの 60%は出来高に応じて部分払が行われるので、理想的なものと思われる」
(経理担当者(請負者))

5. 『部分払の対象範囲』

工種によっては、出来高の取扱について各試行工事で協議し、適宜判断したものがあつた。

6. 『設計変更協議』

設計変更協議資料の作成では、以前と変わらないという回答が発注者側 61%、請負者側 61%、以前より大変になったという回答が発注者側 14%、請負者側 28%であった。

【具体的な意見】

(:発注者側 :請負者側)
(簡略化できた)

「早めの指示のため、早めに資料作成ができた」(現場代理人)

(以前より大変になった)

「概略発注の場合、構造検討および協議の後に変更協議となるため、時間を要した」(監督員)

設計変更協議において、協議内容の充実が図られたという回答が発注者側 14%、請負者側 50%、以前と変わらないという回答が発注者側 58%、請負者側 39%、図られなくなったという回答が発注者側 6%、請負者側 6%であった。

【具体的な意見】

(:発注者側 :請負者側)

「まとめて変更協議を実施していたものが、分割しての協議になるため、ひとつの案件にかかる時間が増え、協議内容の充実が図れる傾向にあった」(監督員)

「指示が早く明確になったことで、機械・資材の手配が早くなり工程の見通しが付けやすくなった」(現場代理人)

7. 『下請への支払指導』

- 下請への支払形態は、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったという回答が元請 17%、下請 12%であった。
- なお、従来から毎月現金で支払っているという回答が、元請 33%、下請 28%であった。

実施要領に基づく現金払の指導効果があがっているという回答が発注者側 28%、請負者側 42%であった。

【具体的な意見】

(:発注者側 :請負者側)

「手形3割、現金7割から現金10割に変更」(監督員)

「支払方法を変更するには時間が必要である」(現場代理人)

8. 『出来高報告及び確認作業』

出来高報告及び確認作業量については、出来高確認資料の作成及び確認の作業量が増加したという回答が発注者側50%、請負者側67%であり、変わらないが発注者側28%、請負者側28%であった。

【具体的な意見】（：発注者側 ；請負者側）

「出来高確認作業が工事進捗を考慮しない定期的な時期に実施されたため、作業が輻辳した」(積算担当者)
 「途中段階での出来高図面など、部分払用の資料作成が負担となった」(現場代理人、下請)

9. 『既済部分検査の作業量』

既済部分検査・受検の作業量については、検査回数の増加や受検準備作業の増加など作業量が増加したという回答が発注者側48%、請負者側50%であり、変わらないという回答が発注者側30%、請負者側33%であった。

【具体的な理由】（：発注者側 ；請負者側）

(増加理由) 「検査回数・検査移動時間の増加」(検査官)
 (変わらない理由) 「従来と比べて完成検査は楽であったため(トータルで見ても)作業量増は0%」(現場代理人)

10. 『支払事務の作業量』

支払事務の作業量については、増加したという回答が発注者側78%、請負者側33%であり、発注者側0.5～2時間増/1回、請負者側0.5～4時間増/1回との回答が多かった。

今後に向けての改善点(案) (アンケート結果を踏まえて提案するものを含む)

出来高の取扱について要領を作成し、取扱についての効率化を図ることが必要である。

出来高確認報告書の資料については、日常管理で作成する資料の有効活用を推進する(但し、検査官への印象を請負者は懸念し、資料の体裁を重視してしまうことがある)。

出来高の確認・算定が容易な方法を立案する(各工種完了時、マイルストーン方式の採用、等)。

既済部分検査に対する作業負担が多いとの意見があるので、検査方法や検査内容の効率化を図るため、

既済部分検査要領の策定を検討する。

支払事務の効率化を検討する。

平成15年度試行実施に向けての留意点

留意点	工事タイプ・方式	理由
発注者の作業	本官契約	・分任官契約との事務手続きの違いによる問題点を確認するため
規模(工期)	12ヶ月程度	・短い工期では、部分払の頻度が少なく、効果が把握しにくい
規模(工事費)	大規模工事(例えばAランク)	・これまでの試行で、多数が小規模工事(主にCランク)であったため
前払金率	前払金の他に準備等で必要な金額の検証等	・合理的な前払金率を検証するため
出来高の算定	マイルストーン方式など新しい出来高確認手法の検証等	・出来高確認資料作成の作業量負担の軽減を検証するため
本方式の主旨の一層の周知・徹底		・試行対象工事の趣旨が必ずしも現場で十分理解されていなかった事例があったため(例えば、出来高が4割を超えるまで部分払の請求・支払はできないという誤解など)

マイルストーン方式：予め支払対象とする出来高を設定(目標値)しておき、その出来高を超えたと判断した段階で目標値分の出来高を支払う方式